特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	寝屋川市 母子保健事業に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和3年12月24日

阻油桂恕

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	寝屋川市 母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、乳幼児等の訪問指導や健康診査等の乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務や子育て支援に関する事務を行う。マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での届出の書類を受領する
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検査、電子甲 請機能
2. 特定個人情報ファイ	イル名
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第1項 別表第一の49の項
4. 情報提供ネットワー	-クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号【提供】別表第二の56の2及び69の2の項 【照会】別表第二の69の2の項
5. 評価実施機関にお	ける担当部署
①部署	こども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	示•訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイ	イルの取扱いに関する問合せ
連絡先	こども部子育て支援課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-838-0374

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	13年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢>1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項[目評価書において、リス [・]	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・唇	外							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	事務担当部署	保健福祉部健康増進課	こども部子育て支援課	事後	
平成28年11月29日		猪俣 由紀子	南浩明	 事後	
平成28年11月29日		保健福祉部健康増進課	こども部子育て支援課	事後	
平成28年11月29日		平成27年3月31日	平成28年4月1日	事後	
平成28年11月29日		平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後 事後	
平成30年1月31日		南 浩明	勝浦 由紀子	 事後	
	事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、乳幼児等の訪問指導や健康診査等の乳幼児の健康の保持及び	母ナ味健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、乳幼児等の訪問指導や健康診査等の乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務や子育て支援に関する事務を行う。マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での居出の書類を受益する	事後	
平成30年1月31日	システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検査、電子申請機能	事後	
平成30年1月31日	対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年1月31日	取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年3月15日	対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月15日	取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月15日	所属長の役職名	勝浦 由紀子	子育て支援課長	事後	
平成31年3月15日	「Ⅳ リスク対策」		リスク対策追加	事後	
令和2年7月3日	対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携	提供:56の2(行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第2の主務省令で定める事務及び情報を定 める命令第30条)	提供:56の2及び69の2(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第8号、第38条の3第3号及び第4号)照会:69の2(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3第3号及び第4号)※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の3第3号及び第4号については、乳幼児健診のみ	事前	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	072-824-1181	072-838-0374	事後	
令和3年12月24日	3「個人番号の利用」法令上 の根拠	49(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第1の 主務省令で定める事務を定める命令第40条)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項 別表第一の49の項	事後	
令和3年12月24日	情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携		番号法第19条第8号【提供】別表第二の56の2 及び69の2の項 【照会】別表第二の69の2の項	事後	
令和3年12月24日	対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	

説明			